令和元年６月17日
議会運営委員会資料

令和元年第３回宮崎市議会（６月定例会）

提出案件一覧

１　件数

議　案	・・・・・	３９　件
報　告	・・・・・	１１　件
合　計	・・・・・	５０　件

２　内訳

（１）議案（３９件）

① 令和元年度補正予算案（２件）　⇒ 議案第６５号・議案第６６号

② 工事請負契約の締結（２件）　⇒ 議案第６７号・議案第６８号

③ 財産の無償譲渡（２０件）　⇒ 議案第６９号～議案第８８号

④ 財産の取得（１件）　⇒ 議案第８９号

⑤ 字の区域の変更（１件）　⇒ 議案第９０号

⑥ 条例案（１３件）　⇒ 議案第９１号～議案第１０３号

（２）報告（１１件）

① 平成３０年度繰越計算書（８件）　⇒ 報告第１８号～報告第２５号

② 経営状況の報告（１件）　⇒ 報告第２６号

③ 専決処分の報告（２件）　⇒ 報告第２７号・報告第２８号

・　和解及び損害賠償の額を定めること（２件）

３　議案の概要

令和元年度補正予算案（２件）

《一般会計》
議案第６５号　令和元年度宮崎市一般会計補正予算（第１号）案
《特別会計》
議案第６６号　令和元年度宮崎市介護保険特別会計補正予算（第１号）案

【財政課（予算担当課）】

別添「令和元年度６月補正予算案概要」のとおり

議案第６７号　工事請負契約の締結について　　【契約課（廃棄物対策課）】

◇提案理由

　工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、本案を提出するもの。

◇工事名

　佐土原町一般廃棄物埋立処理場再構築工事（８工区）

◇工事概要

　１　工事内容　浸出水処理施設の改修工事
　　既設浸出水処理施設（６６㎥／日）の各設備を活用し、
　　施設規模１９０㎥／日の設備を追加設置する工事一式
　２　工事場所　宮崎市佐土原町西上那珂３３７８番地
　３　完成期限　令和３年３月１５日

◇契約の方法

　条件付一般競争入札

◇契約の金額

　４４９，５５５，５７３円

◇契約の相手方

　三菱化工機株式会社九州支店

議案第６８号　工事請負契約の締結について

【契約課（道路維持課、高岡総合支所 農林建設課）】

◇提案理由

　工事請負契約の締結について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定により、本案を提出するもの。

◇工事名

　第５５５号田ノ平瀬越線道路災害復旧工事

◇工事概要

　１　工事内容　復旧延長　Ｌ＝９９．８ｍ

　　現場吹付法枠工　　Ｌ＝８，８１３．３ｍ

　　枠内モルタル吹付　　Ａ＝４，４７１．０㎡

　　ガードレール工（土中用）　Ｌ＝２８．０ｍ

　２　工事場所　宮崎市高岡町浦之名

　３　完成期限　令和２年６月３０日

◇契約の方法

　条件付一般競争入札

◇契約の金額

　１７６，８８０，０００円

◇契約の相手方

　中馬・伸洋特定建設工事共同企業体

議案第６９号から議案第８２号まで　財産の無償譲渡について（１４件）

【佐土原総合支所 農林建設課】

農業構造改善センター及び営農研修施設の用途廃止に伴い、建物を地元自治会に無償譲渡するため、地方自治法第９６条第１項第６号の規定により、本案を提出するもの。

◇譲渡する財産　　建物

◇譲渡の時期　　令和元年８月１日

◇建物の概要及び譲渡する相手方

＜議案第６９号＞

名称	伊倉地区農業構造改善センター
所在地	宮崎市佐土原町東上那珂２９４４番地２
構造及び床面積	木造平家建　１１７．３２㎡
譲渡の相手方	伊倉地区自治会

＜議案第７０号＞

名称	下浦上地区農業構造改善センター
所在地	宮崎市佐土原町西上那珂４０５０番地１
構造及び床面積	木造平家建　９７．４７㎡
譲渡の相手方	下浦上地区自治会

＜議案第７１号＞

名称	上平等寺地区農業構造改善センター
所在地	宮崎市佐土原町西上那珂１１５４番地
構造及び床面積	木造平家建　９５．１９㎡
譲渡の相手方	上平等寺地区自治会

＜議案第７２号＞

名称	小永野地区農業構造改善センター
所在地	宮崎市佐土原町西上那珂１８８５番地２
構造及び床面積	木造平家建　１１４．８５㎡
譲渡の相手方	小永野地区自治会

＜議案第７３号＞

名称	東下山地区営農研修施設
所在地	宮崎市佐土原町下那珂２９４３番地９
構造及び床面積	木造平家建　８９．４３㎡
譲渡の相手方	東下山地区自治会

＜議案第７４号＞

名称	元村地区営農研修施設
所在地	宮崎市佐土原町下田島１３６０８番地１
構造及び床面積	木造平家建　９２．９５㎡
譲渡の相手方	元村自治会

＜議案第７５号＞

名称	二ツ立地区営農研修施設
所在地	宮崎市佐土原町下田島１５１８０番地１８
構造及び床面積	木造平家建　１１９．６５㎡
譲渡の相手方	二ツ立地区自治会

＜議案第７６号＞

名称	平等寺地区営農研修施設
所在地	宮崎市佐土原町西上那珂７３番地２
構造及び床面積	木造平家建　９２．６８㎡
譲渡の相手方	平等寺地区自治会

＜議案第７７号＞

名称	船野地区営農研修施設
所在地	宮崎市佐土原町西上那珂５７４９番地３
構造及び床面積	木造平家建　１２５．４７㎡
譲渡の相手方	船野地区自治会

＜議案第７８号＞

名称	明神山地区営農研修施設
所在地	宮崎市佐土原町下那珂５８番地１６
構造及び床面積	木造平家建　９９．３７㎡
譲渡の相手方	明神山自治会

＜議案第７９号＞

名称	年居地区営農研修施設
所在地	宮崎市佐土原町東上那珂６８０９番地
構造及び床面積	木造平家建　１１２．０５㎡
譲渡の相手方	年居地区自治会

＜議案第８０号＞

名称	仲間原地区営農研修施設
所在地	宮崎市佐土原町上田島７１５２番地１
構造及び床面積	木造平家建　１０６．０２㎡
譲渡の相手方	仲間原地区自治会

＜議案第８１号＞

名称	堤地区営農研修施設
所在地	宮崎市佐土原町上田島４０３９番地１
構造及び床面積	木造平家建　１３１．２５㎡
譲渡の相手方	堤地区自治会

＜議案第８２号＞

名称	新宮地区営農研修施設
所在地	宮崎市佐土原町東上那珂５６９９番地１
構造及び床面積	木造平家建　１１１．９１㎡
譲渡の相手方	新宮地区自治会

議案第８３号～議案第８８号　財産の無償譲渡について（６件）【高岡総合支所 農林建設課】

集落センターの用途廃止に伴い、建物を地元自治公民館に無償譲渡するため、地方自治法第９６条第１項第６号の規定により、本案を提出するもの。

◇譲渡する財産　　建物

◇譲渡の時期　　令和元年８月１日

◇建物の概要及び譲渡する相手方

＜議案第８３号＞

名称	深水集落センター
所在地	宮崎市高岡町浦之名１４０８番地
構造及び床面積	鉄骨造平家建　１５４．６３㎡
譲渡の相手方	深水自治公民館

＜議案第８４号＞

名称	田之平集落センター
所在地	宮崎市高岡町浦之名４０４番地１
構造及び床面積	木造平家建　１５８．３４㎡
譲渡の相手方	田之平自治公民館

＜議案第８５号＞

名称	瀬越集落センター
所在地	宮崎市高岡町紙屋７５番地３
構造及び床面積	鉄骨造平家建　１４０．９３㎡
譲渡の相手方	瀬越自治公民館

＜議案第８６号＞

名称	小田元集落センター
所在地	宮崎市高岡町浦之名４９０７番地２２
構造及び床面積	鉄骨造平家建　１８５．２８㎡
譲渡の相手方	小田元自治公民館

＜議案第８７号＞

名称	片前集落センター
所在地	宮崎市高岡町浦之名４６４５番地３
構造及び床面積	鉄骨造平家建　１５１．８２㎡
譲渡の相手方	片前自治公民館（自治会）

＜議案第８８号＞

名称	去川集落センター
所在地	宮崎市高岡町内山３２５２番地４
構造及び床面積	鉄骨造平家建　２１１．１８㎡
譲渡の相手方	去川自治公民館

議案第８９号　財産の取得について　【契約課（消防局 警防課）】

◇提案理由

車両の購入について、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第３条の規定により、本案を提出するもの。

◇取得する財産　先端屈折はしご付消防ポンプ自動車１台（北消防署東分署）

◇主な仕様

１　シャシ　　最新年度消防検定合格シャシ
２　乗車定員　６名
３　エンジン　ディーゼルエンジン
４　駆動方式　４輪操舵方式

◇契約の方法

指名競争入札

◇契約の金額

２００，７５０，０００円

◇契約の相手方

株式会社武田ポンプ店

議案第９０号　字の区域の変更について　【農村整備課】

◇提案理由

土地改良事業の施行に伴い、字の区域を変更するため、地方自治法第２６０条第１項の規定により、本案を提出するもの。

◇変更内容

平成３０年１１月５日換地計画決定に係る土地改良事業（県営耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業吉野地区４換地区）の施行の結果、次のとおり字の区域を変更する。

	現行	変更後
１	「宮崎市大字糸原字小堀」の一部	「宮崎市大字吉野字寺田」

◇施行日

土地改良事業（県営耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業吉野地区４換地区）の換地処分の公告のあった日の翌日

議案第９１号から議案第１０３号まで　条例案（１３件）

議案第９１号　宮崎市ＰＦＩ事業等事業者選定委員会条例の制定について　【資産経営課】

◇提案理由

ＰＦＩ事業等を実施する民間事業者の選定に当たり、透明性及び公平性を確保することを目的として、ＰＦＩ事業等事業者選定委員会を設置するため。

◇主な内容

１　設置（第１条）

ＰＦＩ事業等を実施する民間事業者の選定に当たり、ＰＦＩ事業等ごとに、宮崎市ＰＦＩ事業等事業者選定委員会を置く。

２　所掌事務（第２条）

委員会は、市長又は上下水道事業管理者の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

（１）　事業者の選定に係る基準に関する事項

（２）　事業者の選定に係る審査及び評価に関する事項

（３）　前２号に掲げるもののほか、事業者の選定に関し必要な事項

３　組織（第３条）

委員会は委員 10 人以内をもって組織し、委員は次に掲げる者のうちから、市長等が委嘱する。

（１）　学識経験者

（２）　市職員

（３）　前２号に掲げる者のほか、市長等が必要と認める者

４　委員の任期（第４条）

委員の任期は、委嘱の日から委員会が最終的な答申を行う日までとする。

５　委員の責務（第８条）

委員は、諮問に係るＰＦＩ事業等に関する入札に参加又は提案に参画してはならない。

◇施行期日

公布の日

議案第９２号　宮崎市指定管理者候補者選定委員会条例の制定について　　【資産経営課】

◇提案理由

公の施設の指定管理者の候補となる団体の選定等に当たり、透明性及び公平性を確保することを目的として、指定管理者候補者選定委員会を設置するため。

◇主な内容

１　設置（第１条）

指定管理者候補者の選定等に当たり、１又は複数の公の施設ごとに、宮崎市指定管理者候補者選定委員会を置く。

２　所掌事務（第２条）

委員会は、市長又は教育委員会の諮問に応じ、次に掲げる事項を審議する。

（１）　指定管理者候補者の選定に係る審査及び評価に関する事項

（２）　指定管理者候補者の選定に係る募集を非公募とする場合、その適否に関する事項

（３）　前２号に掲げるもののほか、指定管理者候補者の選定に関し必要な事項

３　組織（第３条）

委員会は委員 10 人以内をもって組織し、委員は次に掲げる者のうちから、市長等が委嘱する。

（１）　学識経験者

（２）　市職員

（３）　前２号に掲げる者のほか、市長等が必要と認める者

４　委員の任期（第４条）

委員の任期は、委嘱の日から委員会が最終的な答申を行う日までとする。

５　委員の責務（第８条）

委員は、諮問に係る指定管理者候補者の指定の申請に参加又は提案に参画してはならない。

◇施行期日

公布の日

議案第９３号　宮崎市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について　【人事課】

◇提案理由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の改正に伴い、本市の選挙長等に支給する報酬額の改定を行うため。

◇主な内容

本市の選挙長等に支給する報酬額を改定する。（別表第１）

職名	報酬額（日額）	
	改正後	現行
選挙長	10,800円	10,600円
投票所の投票管理者	12,800円以内	12,600円以内
期日前投票所の投票管理者	11,300円以内	11,100円以内
開票管理者	10,800円	10,600円
投票所の投票立会人	10,900円以内	10,700円以内
期日前投票所の投票立会人	9,600円以内	9,500円以内
開票立会人	8,900円	8,800円
選挙立会人	8,900円	8,800円

◇施行期日

公布の日（令和元年５月１５日から適用）

議案第９４号　宮崎市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について

【人事課・上下水道局 管理部 総務課】

◇提案理由

地方公務員法及び地方自治法の改正に伴い、会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関し必要な事項を定めるため。

◇主な内容

１　会計年度任用職員の給与

フルタイム会計年度任用職員の給与は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び期末手当とし、パートタイム会計年度任用職員の給与は、報酬及び期末手当とする。（第２条）

２　フルタイム会計年度任用職員の給与

（１）　フルタイム会計年度任用職員の給料は、給料表（行政職給料表の３級までに相当）を適用する。（第３条）

（２）　フルタイム会計年度任用職員の地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当は、給与条例の規定を準用して支給する。（第７条～第 13 条）

（３）　フルタイム会計年度任用職員の期末手当は、任期の定めが６月以上の者に対し、給与条例の規定を準用して支給する。（第 14 条）

３　パートタイム会計年度任用職員の給与

（１）　パートタイム会計年度任用職員の基本報酬は、月額又は時間額とし、フルタイム会計年度任用職員の給料月額及び地域手当に相当する額を、当該パートタイム会計年度任用職員の勤務時間により割り戻して得た額とする。（第 19 条）

（２）　パートタイム会計年度任用職員には、フルタイム会計年度任用職員の特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当及び宿日直手当に相当する報酬を支給する。（第 20 条～第 24 条）

（３）　パートタイム会計年度任用職員の期末手当は、任期の定めが６月以上の者（１週間当たりの正規の勤務時間が 15 時間 30 分未満の者を除く。）に対し、給与条例の規定を準用して支給する。（第 30 条）

（４）　パートタイム会計年度任用職員には、給与条例の規定の例により、通勤に係る費用弁償を支給する。（第 34 条）

４　その他（附則による改正）

（１）　「宮崎市職員の給与に関する条例」の一部改正

（２）　「宮崎市現業職員の給与の種類及び基準に関する条例」の一部改正

（３）　「宮崎市職員の退職手当に関する条例」の一部改正

（４）　「宮崎市上下水道局企業職員の給与の種類及び基準を定める条例」の一部改正

◇施行期日
　令和２年４月１日

議案第９５号　宮崎市森林環境譲与税基金条例の制定について　【森林水産課】

◇提案理由
　本市における森林の整備及びその促進に関する施策に要する費用に充てることを目的として、新たに基金を設置するため。

◇主な内容
１　積立て（第２条）
　基金として積み立てる額は、予算で定める額とする。

２　管理（第３条）
　基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

３　運用収益の処理（第４条）
　基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

４　処分（第６条）
　市長は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第 34 条第１項各号に掲げる施策に要する費用に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

◇施行期日
　公布の日

議案第９６号　宮崎市税条例等の一部改正について　【納税管理課】

◇提案理由

地方税法等の改正に伴い、所要の改正を行うため。

◇主な内容

１　個人住民税における非課税措置対象の追加（第25条）

児童扶養手当の支給を受けている児童の父又は母のうち、現に婚姻をしていない者又は配偶者の生死の明らかでない者で、前年の合計所得金額が135万円以下の者に対し、個人住民税を非課税とする措置を講ずる（令和３年度分以後の個人住民税に適用）。

２　軽自動車税環境性能割の臨時的軽減（附則第15条の２、附則第15条の６）

消費税率引上げに伴う対応として、令和元年10月１日から令和２年９月30日までの間に取得した軽自動車について、軽自動車税環境性能割の税率を１%軽減する。

税率	臨時的軽減
非課税	非課税
1.0%	非課税
2.0%	1.0%

３　軽自動車税種別割に係るグリーン化特例（軽課）の見直し（附則第16条）

環境負荷の小さい車両に対して、新規登録の翌年度分に限り、軽自動車種別割の税率を軽減するグリーン化特例（軽課）について、現行の特例措置を２年間延長した上で、令和３年４月１日以後の適用対象を電気自動車等に限定する。

◇施行期日

公布の日（一部については、令和元年１０月１日、令和２年１月１日、令和３年１月１日、令和３年４月１日。経過措置の規定あり。）

議案第９７号　宮崎市手数料条例の一部改正について　【建築指導課】

◇提案理由

建築基準法の改正に伴い、手数料の新設を行う等のため。

◇主な内容

建築基準法の改正に伴い、下記の手数料を新設する。

手数料の名称	金額（１件につき）
用途地域等における増築、改築又は移転の特例許可申請手数料	120,000 円
用途地域等における建築等特例許可申請手数料	140,000 円
建築物の用途を変更して一時的に興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料	１月以内のもの　60,000 円 １月を超えるもの　120,000 円
建築物の用途を変更して一時的に特別興行場等として使用する場合の制限の緩和に係る許可申請手数料	160,000 円

◇施行期日

公布の日

議案第９８号　宮崎科学技術館条例の一部改正について　　【教育委員会 生涯学習課】

◇提案理由

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、宮崎科学技術館の使用料の額の改定を行う等のため、及び宮崎科学技術館に利用料金制を導入するため。

◇主な内容

１　消費税率及び地方消費税率の引上げに伴うもの（第１条）

（１）　科学技術館の使用料の額を改定する。

・　別表第１の展示室使用料の大人（個人）の使用料を 540 円から 550 円に引き上げる。

・　別表第２の多目的ホール使用料について次のとおり引き上げる。

使用区分＼使用時間		午前９時から正午まで	午後１時から午後５時まで	午後６時から午後10時まで	午前９時から午後５時まで	午後１時から午後10時まで	午前９時から午後10時まで
入場料を徴収しない場合	現　行	3,240円	5,400円	6,480円	8,640円	11,880円	15,120円
	改正後	3,300円	5,500円	6,600円	8,800円	12,100円	15,400円
入場料を徴収する場合	現　行	6,480円	10,800円	12,960円	17,280円	23,760円	30,240円
	改正後	6,600円	11,000円	13,200円	17,600円	24,200円	30,800円

・　別表第３のプラネタリウムを会場として使用する場合の使用料について次のとおり引き上げる。

使用区分＼使用時間		午後６時から午後10時まで
入場料を徴収しない場合	現　行	43,200円
	改正後	44,000円
入場料を徴収する場合	現　行	86,400円
	改正後	88,000円

（２）　別表第１から別表第３までの備考中の文言を整理する。

２　利用料金制の導入（第２条）

（１）　指定管理者の業務

科学技術館の「利用許可に関する業務」「利用料金に関する業務」を加える。

（２）　利用料金

次の表に定める額の範囲内において、指定管理者が市長の承認を得て定める。

展示室及びプラネタリウム利用料金			
区分	単位	展示室	プラネタリウム
大人（個人）	１人１回につき	550円	210円
大人（団体）	１人１回につき	430円	170円
小人（個人）	１人１回につき	210円	100円
小人（団体）	１人１回につき	170円	80円
年間パスポートを利用する大人	１人につき１年間	3,000円	
年間パスポートを利用する小人	１人につき１年間	2,000円	

多目的ホール利用料金						
利用時間 利用区分	午前９時から正午まで	午後１時から午後５時まで	午後６時から午後10時まで	午前９時から午後５時まで	午後１時から午後10時まで	午前９時から午後10時まで
入場料を徴収しない場合	3,300円	5,500円	6,600円	8,800円	12,100円	15,400円
入場料を徴収する場合	6,600円	11,000円	13,200円	17,600円	24,200円	30,800円

プラネタリウムを会場として利用する場合の利用料金	
利用時間 利用区分	午後６時から午後10時まで
入場料を徴収しない場合	44,000円
入場料を徴収する場合	88,000円

◇施行期日

１は、令和元年１０月１日（経過措置の規定あり）

２は、令和２年４月１日（経過措置の規定あり）

議案第９９号　宮崎青少年プラザ条例の一部改正について　【商業労政課】

◇提案理由

青少年プラザに会議室を設置するため。

◇主な内容

新たに次の会議室を設け、利用料金を設定する。（別表）

区分	利用料金（１時間につき）
会議室Ａ	200 円
会議室Ｂ	200 円

◇施行期日

令和元年８月１日

議案第１００号　宮崎市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について　【教育委員会 生涯学習課】

◇提案理由
　放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うため。

◇主な内容
　放課後児童健全育成事業所に置くべき放課後児童支援員の資格に係る基準を変更する。（第 10 条）

◇施行期日
　公布の日

議案第１０１号　宮崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正について　【子育て支援課】

◇提案理由
　児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正を行うため。

◇主な内容
　母子生活支援施設に置くべき心理療法担当職員の資格及び職員の配置に係る基準を変更する。（第 26 条）

◇施行期日
　公布の日

議案第１０２号　宮崎市乳幼児医療費助成に関する条例等の一部改正について

【親子保健課・子育て支援課・障がい福祉課】

◇提案理由

医療費助成の対象となる子どもの範囲を小中学生まで拡大する等のため。

◇主な内容

１　「宮崎市乳幼児医療費助成に関する条例」の一部改正（第１条）

（１）　医療費助成の対象を、乳幼児から小中学生まで拡大することとし、医療費助成の名称を「子ども医療費助成」に変更する。これに伴い条例の題名を「宮崎市子ども医療費助成に関する条例」に改める。

（２）　小中学生の助成については、自己負担分相当額（医療に要する費用から社会保険等の保険者の負担すべき額等を控除した額）から、１の保険医療機関等につき１人月額200円を控除した額（薬局又は入院に係る場合は控除しない。）を助成する。

（３）　小中学生の助成の方式については、これまでの乳幼児医療費助成と同じく、市から保険医療機関等に助成金を支払う方式（以下「現物給付方式」という。）とする。

２　「宮崎市ひとり親家庭等医療費助成に関する条例」の一部改正（第２条）

（１）　ひとり親家庭の父又は母の所得要件について、１月から７月までの助成に関しては前前年の所得で判定しているが、児童扶養手当の支給要件に合わせて１月から10月まで前前年の所得で判定する。

（２）　ひとり親家庭等の医療費助成は月額1,000円の自己負担が生じるが、小中学生分については自己負担を無料とする。

（３）　ひとり親家庭等の医療費助成は入院のみ現物給付方式であるが、小中学生分については入院外についても現物給付方式とする。

３　「宮崎市重度心身障害者医療費助成に関する条例」の一部改正（第３条）

20歳未満の重度心身障害者医療費助成は受給者が保険医療機関等で支払った自己負担分を後日受給者に償還しているが、小中学生分については現物給付方式とする。

４　その他（附則による改正）

「宮崎市個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例」の一部改正

◇施行期日

令和２年４月１日（ただし、２（１）は、令和元年８月１日。経過措置の規定あり。）

議案第１０３号　宮崎市火災予防条例の一部改正について　【消防局 予防課】

◇提案理由

住宅用防災機器の設置及び維持に関する条例の制定に関する基準を定める省令等の改正に伴い、所要の改正を行うため。

◇主な内容

１　避雷設備（第 18 条）

「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

２　設置の免除（第 31 条の５）

住宅用防災警報器等を設置しないことができる場合として、特定小規模施設用自動火災報知設備を総務省令に定める技術上の基準に従い設置したとき等とする規定を加える。

◇施行期日

公布の日

４　報告の概要

報告第１８号　平成３０年度宮崎市継続費繰越計算書　【財政課】

◇概要

地方自治法施行令第１４５条第１項の規定による継続費の繰越しについて、同項の規定により議会に報告するもの。

◇事業名・繰越額等　（単位：円）

会計名	事業名	継続費の総額	平成３０年度継続費予算現額	支出済額及び支出見込額	翌年度逓次繰越額
一般会計	市民文化ホール施設環境整備事業	450,000,000	180,000,000	54,561,000	125,439,000

報告第１９号　平成３０年度宮崎市繰越明許費繰越計算書　【財政課】

◇概要

地方自治法施行令第１４６条第２項の規定による繰越明許費の繰越しについて、同項の規定により議会に報告するもの。

◇事業名・繰越額等　（単位：円）

会計名	主な事業名	繰越明許予算額（事業数）	翌年度繰越額（事業数）
一般会計	昭和通線（小戸之橋架替え）整備事業 道路災害復旧事業（補助現年災） 道路新設改良事業	8,055,193,000 （65事業）	6,406,205,209 （59事業）
公営住宅建設資金特別会計	公営住宅ストック総合改善事業	22,177,000 （1事業）	0
宅地造成事業特別会計	東部第二土地区画整理事業	76,100,000 （1事業）	73,666,506 （1事業）
合計		8,153,470,000 （67事業）	6,479,871,715 （60事業）

報告第２０号　平成３０年度宮崎市事故繰越し繰越計算書　【財政課】

◇概要

地方自治法施行令第１５０条第３項の規定による事故繰越しについて、同項の規定により議会に報告するもの。

◇事業名・繰越額等　（単位：円）

款／項	事業名	支出負担行為額	支出未済額	翌年度繰越額
６０災害復旧費 ２０その他災害復旧費	単独災害復旧事業	11,946,960	7,846,960	7,846,960

◇繰越理由

平成２９年度からの繰越明許費であったが、平成３０年１０月の台風の影響等により、平成３０年度中の完了が困難となったため。

報告第２１号　平成３０年度宮崎市水道事業会計継続費繰越計算書

【上下水道局 管理部 財務課】

◇概要

地方公営企業法施行令第１８条の２第１項の規定による継続費の繰越しについて、同項の規定により議会に報告するもの。

◇事業名・繰越額等　（単位：円）

款／項	事業名	継続費の総額	平成３０年度継続費予算現額	支払義務発生（見込）額	翌年度逓次繰越額
１水道事業資本的支出 １建設改良費	下北方浄水場新系浄水施設整備事業	6,000,000,000	2,593,378,000	1,522,716,000	1,070,662,000

報告第２２号　平成３０年度宮崎市公共下水道事業会計継続費繰越計算書

【上下水道局 管理部 財務課】

◇概要

地方公営企業法施行令第１８条の２第１項の規定による継続費の繰越しについて、同項の規定により議会に報告するもの。

◇事業名・繰越額等　（単位：円）

款／項	事業名	継続費の総額	平成３０年度継続費予算現額	支払義務発生（見込）額	翌年度逓次繰越額
１下水道事業資本的支出 １建設改良費	大塚中継ポンプ場自家発電設備改築事業	113,646,000	34,090,000	10,227,000	23,863,000

報告第２３号　平成３０年度宮崎市水道事業会計予算繰越計算書

【上下水道局 管理部 財務課】

◇概要

地方公営企業法第２６条第１項の規定による「建設改良費の繰越し」並びに同条第２項ただし書の規定による「営業費用及び建設改良費の事故繰越し」について、同条第３項の規定により議会に報告するもの。

◇事業名・繰越額等

１　地方公営企業法第２６条第１項規定による建設改良費の繰越額　（単位：円）

款／項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
１水道事業資本的支出 １建設改良費	加江田農業集落排水下水道管布設工事水道負担金	9,363,443	0	9,363,443

２　地方公営企業法第２６条第２項ただし書の規定による営業費用及び建設改良費の事故繰越額　（単位：円）

款／項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
１水道事業費用 １営業費用	３．０ｔ応急給水車購入	58,510	0	58,510
１水道事業資本的支出 １建設改良費		11,350,800	0	11,350,800
合計		11,409,310	0	11,409,310

報告第２４号　平成３０年度宮崎市公共下水道事業会計予算繰越計算書

【上下水道局 管理部 財務課】

◇概要

地方公営企業法第２６条第１項の規定による「建設改良費の繰越し」について、同条第３項の規定により議会に報告するもの。

◇事業名・繰越額等

地方公営企業法第２６条第１項の規定による建設改良費の繰越額　（単位：円）

款／項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
１下水道事業資本的支出 １建設改良費	清武汚水準幹線（３０－９工区）下水道管布設工事外５４件	2,491,351,041	781,418,000	1,709,933,041

報告第２５号　平成３０年度宮崎市農業集落排水事業会計予算繰越計算書

【上下水道局 管理部 財務課】

◇概要

地方公営企業法第２６条第１項の規定による「建設改良費の繰越し」について、同条第３項の規定により議会に報告するもの。

◇事業名・繰越額等

地方公営企業法第２６条第１項の規定による建設改良費の繰越額　（単位：円）

款／項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額
１農業集落排水事業資本的支出 １建設改良費	加江田地区農業集落排水（３０－１工区）下水道管布設工事	22,659,726	0	22,659,726

報告第２６号　宮崎市土地開発公社の経営状況について　【資産経営課】

◇概要

宮崎市土地開発公社の経営状況について、地方自治法第２４３条の３第２項の規定により報告するもの。

◇報告書類

１　平成３０年度宮崎市土地開発公社事業報告書及び決算書

２　平成３１年度宮崎市土地開発公社事業計画書及び予算書

報告第２７号・報告第２８号　専決処分の報告について

地方自治法第１８０条第１項の規定による専決処分について、議会に報告するもの。

（１）和解及び損害賠償の額を定めることに係る専決処分（公用車運転中の事故等）

報告第２７号・報告第２８号　専決処分の報告について

【報告第２７号】　【生活課】 《事故の概要》　市の軽自動車と相手方の小型自動車が接触し、双方の車両破損が生じた。 《事故発生日》　平成３１年１月１７日 《事故の場所》　宮崎市松橋１丁目６番５号先道路上 《損害賠償額》　車両損害に係る賠償　８９，２４７円（市が相手方に対して） 《過失の割合》　市８５％、相手方１５％
【報告第２８号】　【教育委員会 企画総務課】 《事故の概要》　市立大塚中学校の生徒が清掃活動中に使用していたほうきの柄が駐車中の相手方の小型自動車に当たり、相手方の車両破損が生じた。 《事故発生日》　平成３１年１月３０日 《事故の場所》　宮崎市大塚町鎌ケ迫２２９６番地　市立大塚中学校敷地内 《損害賠償額》　車両損害に係る賠償　８７，７３６円（市が相手方に対して） 《過失の割合》　市１００％